

SBI証券のiDeCoが選ばれる3つの理由



15年を超える運営実績

加入者数No.1

※2022年3月時点 SBI証券調べ

SBI証券は2005年から
iDeCoをご提供しています



低コストと多様性にこだわった

充実のラインナップ!

セレクトプランで
長期に安心運用!



誰でも無条件! 運営管理手数料が**0円!**

— 加入時・移換時の手数料 —

支払先	金額 (税込)
国民年金基金連合会※1	2,829円
SBI証券	0円
合計	2,829円

— 口座管理手数料 —

支払先	金額 (税込)
国民年金基金連合会※1	105円/収納1回※2
SBI証券	0円
事務委託先金融機関※1	66円 (月額)
合計	171円

※1 どの金融機関でiDeCoを始めても、国民年金基金連合会への2,829円の支払いと、事務委託先金融機関への66円の支払いは変わりません。

※2 拠出を行う月のみ徴収されます。こちらもどこの金融機関でも徴収されます。



もっとくわしく

まずは資料請求



2022年10月から企業型DCの加入者も
iDeCoに入れるようになります!

加入者数No.1※

SBI証券の **iDeCo**

(個人型確定拠出年金) ※2022年3月時点 SBI証券調べ

iDeCoってな～に??

- 将来のじぶんのために、じぶんで作るじぶんの年金
- 税金の節税効果が大い!
- 60歳までコツコツ積み立て!
※厚生年金の会社員・公務員、国民年金に任意で加入した方は、65歳まで積み立て可能

①はじめる



②そだてる



③うけとる

この期間ずっと**税制優遇**が受けられる!

— 新規加入・お問い合わせ —

SBI証券 iDeCo (個人型確定拠出年金) サポートデスク

0120-581-214

平日および土曜日、日曜日
(年末年始、祝日を除く) 8:00~17:00

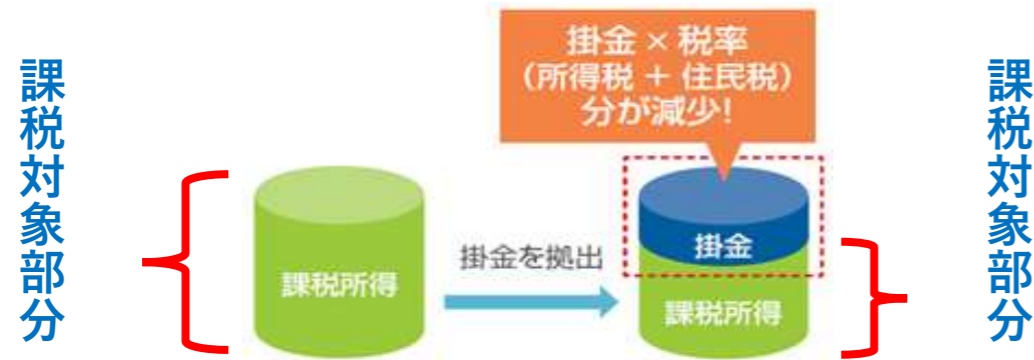
※携帯電話からおかけの場合は03-5562-7560をご利用ください。

※土曜日、日曜日は新規加入のお問い合わせのみ承ります。

【留意事項】
投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としています。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券等の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。
投資信託は、個別の投資信託毎にご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。ファンドオブファンズの場合は、他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出してあります(投資対象ファンドの変更等により、変動することがあります)。ご投資にあたっては、商品概要や目録見書(目録見書補完書面)をよくお読みください。
確定拠出年金運営管理機関であるSBI証券は、お客さま(加入者等)に対して特定の商品への投資について指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めるものではありません。
掲載されている各コンテンツは、情報の提供を目的としており、投資その他の行動を勧誘する目的で作成したものではありません。
投資対象、投資機会の選択などの投資に係る最終決定は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。

①はじめる

💡 掛金は全額所得控除の対象となり、
住民税と所得税が**軽減**できる **メリット**



☑ 例えば毎月1万円積み立てした場合、**1年あたり**の所得税・住民税の**軽減額**

年収 (税率)	軽減額 (年間)
年収 300 万円 (所得税率 5% /住民税率 10%)	18,000 円
年収 600 万円 (所得税率 10% /住民税率 10%)	24,000 円
年収 800 万円 (所得税率 20% /住民税率 10%)	36,000 円

※復興特別所得税は考慮していません。 ※各種控除等により税率は異なる場合があります。
※金額はあくまでもシミュレーションであり、正確性および信頼性を保証するものではありません。

②そだてる

💡 運用益が、すべて**非課税**に！ **メリット**

☑ 通常、投資信託などの金融商品から得た利益に対しては**20.315%**課税される。
iDeCoならいくら利益が出ても**非課税**！ (所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)



③うけとる

💡 受け取りの時に**税制優遇**！ **メリット**

☑ iDeCoで運用した資産は老齢給付金として**60歳以降**に受け取れます。
※年金資産は受取方法（一時金/年金）によってそれぞれ控除の対象となります。

◆ご参考◆ 「一時金」として**一括で受け取った**場合

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数(*)×40万円 (80万円以下の場合は80万円)
20年超	70万円×(勤続年数 - 20年) + 800万円

* 勤続1年未満は切り上げ 勤続年数=積立期間 (税制改正により今後変更となる可能性があります)

➡ 例えば**積立期間30年**の場合、**1,500万円**まで税金がかからずに受け取れます！

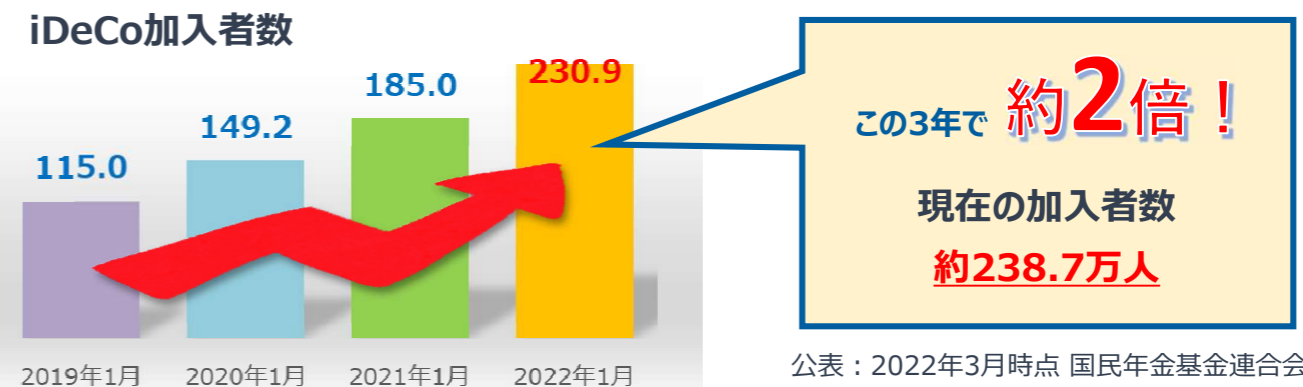
◆ご参考◆ 「年金」として**分割で受け取った**場合

☑ 公的年金と合算して「公的年金等控除」の範囲内で税金がかからずに受け取れます！

👉 私はいくら積み立てできる?? **金額チェック!!**



※1 国民年金基金に加入している方、または国民年金の付加保険料を納付している方は、それらの掛金または保険料と合わせて68,000円が限度となります。第1号被保険者は国民年金の保険料を期限までに納めていて、免除を受けていないことが加入条件となります。上記条件を満たさないまま掛金を拠出した場合、翌年お客さまに手数料をご負担いただく運付となります。
※2 他の企業年金に加えて、企業型確定拠出年金がある場合も含まれます。



公表：2022年3月時点 国民年金基金連合会 加入者等について